

間接工事費（率計上分）の率の改正について

（被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用）

平成 24 年 3 月 15 日 土木部技術管理課

東日本大震災の復旧復興事業の本格化により、技術者や技能者等現場労働者を広域的に確保する動きが進むと考えられることから、労働者確保に要する追加費用^{※1} についての当面の対応として、共通仮設費率（率分）及び現場管理費率を改正します。

なお、改正後の共通仮設費率（率分）及び現場管理費率は、公表図書『土木工事標準積算基準（H 23. 10. 1 以降適用）』に添付掲載し、閲覧^{※2} に供します。

対象工事

福島県が発注する工事（土木工事標準積算基準により予定価格を算出する工事に限る。）

適用日

平成 24 年 3 月 15 日（同日以降に起工する工事）

※1 労働者確保に要する追加費用

現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」

※2 公表図書の閲覧場所

県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）、各建設事務所及び土木事務所